

令和6年第1回下仁田町議会定例会会議録第2号(7日)

招集年月日	令和6年3月5日								
招集の場所	下仁田町議会議場								
開閉会日時	開会	令和6年3月5日午前10時00分				議長	佐藤博		
及び宣言	閉会	令和6年 月 日 午 時 分				議長			
議員出席状況	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	議席番号	氏名	応招 不応招 別	出欠席 別	
応招10名	1	並木一夫	○	○	6	木暮弘元	○	○	
不応招0名	2	小井土光弘	○	○	7	岩崎正春	○	○	
出席10名	3	大手博幸	○	○	8	佐藤博	○	○	
欠席0名	4	佐々木信也	○	○	9	千野榮治	○	○	
欠員0名	5	岡田邦敏	○	○	10	堀口博志	○	○	
【凡例】 ○応招・出席を示す ×欠席・不応招を示す									
会議録署名議員	10番	堀口博志	1番	並木一夫					
職務のため議場に出席したものの氏名	事務局長	佐藤正明			書記	佐藤里奈			
地方自治法 第121条に より説明のため出席した者の氏名	町長	原秀男			福祉課長	鈴木昌吾			
	教育長	里見立夫			保健課長	今井美和			
	総務課長	岡野均			農林課長	佐藤圭司			
	企画課長	神戸領栄			商工観光課長	林光一			
	住民税務課長	下山光一			建設水道課長	荻野文昭			
	会計課長	岡野宏巳			教育課長	竹内誠			

議 事 日 程 別紙のとおり

会 議 に 付 し た 議 件

- 1 選挙第1号 下仁田町選挙管理委員及び補充員選挙について
- 2 第2号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 3 第3号議案 下仁田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第4号議案 下仁田町手数料条例の一部を改正する条例
- 5 第5号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 6 第6号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 7 第7号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例
- 8 第8号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例
- 9 第9号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を改正する条例
- 10 第10号議案 下仁田町馬山生活センターの設置及び管理に関する条例
- 11 第11号議案 下仁田町持続的発展計画の変更について
- 12 第12号議案 指定管理者の指定について（下仁田町起業支援テレワークオフィス）
- 13 第13号議案 町道路線の変更について
- 14 第14号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）
- 第15号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 第16号議案 令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第17号議案 令和5年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第18号議案 令和5年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19号議案 令和5年度下仁田町水道事業会計補正予算（第2号）
- 15 第20号議案 令和6年度下仁田町一般会計予算
- 第21号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計予算
- 第22号議案 令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算
- 第23号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計予算
- 第24号議案 令和6年度下仁田町水道事業会計予算
- 第25号議案 令和6年度下仁田町浄化槽事業会計予算

会 議 の 経 過

○議長 佐藤博 おはようございます。
これから、本日の会議を開きます。

○議長 佐藤博 日程第1、選挙第1号「下仁田町選挙管理委員及び補充員選挙について」を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 佐藤博 全員ご異議ないものと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、[REDACTED]、山田圭一君、[REDACTED]

[REDACTED]、園部典男君、[REDACTED]、小實常男君、[REDACTED]

[REDACTED]、金井之雄君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を、選挙管理委員の当選人と定めることに、ご異議ございません。

（「異議なし」の声あり）

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました、山田圭一君、園部典男君、小實常男君、金井之雄君が選挙管理委員に当選されました。

次に選挙管理委員補充員には、第1順位・[REDACTED]、塚越伸秋君、第2順位・[REDACTED]、磯田潤子君、第3順位・[REDACTED]
[REDACTED]、大瀧妙子君、第4順位・[REDACTED]、廣澤智恵喜君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、ただいま指名いたしました第1順位・塚越伸秋君、第2順位・磯田潤子君、第3順位・大瀧妙子君、第4順位・廣澤智恵喜君が順序のとおり選挙管理委員補充員に当選されました。

○議長 佐藤博 次に日程第2、第2号議案「下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第2号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第2号議案 下仁田町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を下仁田町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、[REDACTED]、氏名、吉岡欣三、[REDACTED]
[REDACTED]、任期、令和6年3月23日から令和9年3月22日まで。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

提案理由ですが、飯島富司氏が令和6年3月22日をもって任期満了となるためです。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、採決いたします。

第2号議案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認めます。よって、第2号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に日程第3、第3号議案「下仁田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を総務課長に求めます。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第3号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第3号議案 下仁田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加え、「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

裏面をお願いいたします。

附則、施行期日、第1条、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

下仁田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正、以下の内容につきましても、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上ですが、よろしくをお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第3号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第3号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第4、第4号議案「下仁田町手数料条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。

住民税務課長

（下山光一住民税務課長 登壇）

○住民税務課長 下山光一 命によりまして、第4号議案を朗読し、ご提案、ご説

明申し上げます。

第4号議案 下仁田町手数料条例の一部を改正する条例。

下仁田町手数料条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行し、令和6年3月1日から適用する。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第4号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第4号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第5、第5号議案「下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を住民税務課長に求めます。
住民税務課長

(下山光一住民税務課長 登壇)

○住民税務課長 下山光一 命によりまして、第5号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第5号議案 下仁田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

下仁田町国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会においてご説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

3ページをお願いいたします。

附則、施行期日、第1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

以下の内容につきましても、省略をさせていただきます。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第5号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第5号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に、日程第6、第6号議案「下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(鈴木昌吾福祉課長 登壇)

○福祉課長 鈴木昌吾 命によりまして、第6号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第6号議案 下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例。

下仁田町福祉医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

附則、施行期日、1、この条例は、令和6年8月1日から施行する。

経過措置、2、施行期日前において行われた医療に係る福祉医療費の支給については、なお従前の例による。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたしますを申し上げます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論

はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第6号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第6号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第7、第7号議案「下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を福祉課長に求めます。

福祉課長

(鈴木昌吾福祉課長 登壇)

○福祉課長 鈴木昌吾 命によりまして、第7号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第7号議案 下仁田町介護保険条例の一部を改正する条例。

下仁田町介護保険条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

附則、施行期日、1、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

経過措置、2、改正後の下仁田町介護保険条例第2条の規定は、令和6年度から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第7号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第7号議案は、原案のとおり可決されま

した。

○議長 佐藤博 次に日程第8、第8号議案「下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、第8号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第8号議案 下仁田町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例。

下仁田町小口資金融資促進条例の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附則、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第8号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第8号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第9、第9号議案「下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を改正する条例」を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。

教育課長

(竹内誠教育課長 登壇)

○教育課長 竹内誠 命によりまして、第9号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第9号議案 下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の

一部を改正する条例。

下仁田町の特別職の職員で非常勤のものの諸給与支給条例の一部を次のように改正する。

以下の改正内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第9号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第9号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第10、第10号議案「下仁田町馬山生活センターの設置及び管理に関する条例」を議題とし、提案理由の説明を教育課長に求めます。

教育課長

(竹内誠教育課長 登壇)

○教育課長 竹内誠 命によりまして、第10号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第10号議案 下仁田町馬山生活センターの設置及び管理に関する条例。

目的以下の内容につきましては、さきの全員協議会でご説明申し上げましたので省略をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

附則、1項、この条例は、令和6年4月1日から施行する。

2項、下仁田町生活改善センターの設置及び管理に関する条例は、廃止する。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第10号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第10号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第11、第11号議案「下仁田町持続的発展計画の変更について」を議題とし、提案理由の説明を企画課長に求めます。

企画課長

(神戸領栄企画課長 登壇)

○企画課長 神戸領栄 命によりまして、第11号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第11号議案 下仁田町持続的発展計画の変更について。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定により、下仁田町持続的発展計画を別紙のとおり変更したいので、議会の議決を求める。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

変更の理由は、事業の新規追加です。

別紙につきましては、さきの全員協議会でご説明をさせていただきましたので省略をさせていただきます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第11号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第11号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第12、第12号議案「指定管理者の指定について（下仁田町起業支援テレワークオフィス）」を議題とし、提案理由の説明を商工観光課長に求めます。

商工観光課長

(林光一商工観光課長 登壇)

○商工観光課長 林光一 命によりまして、第12号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第12号議案 指定管理者の指定について。

地方自治法第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定することについて、議会の議決を求める。

記、1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称、下仁田町起業支援テレワークオフィス。

2、指定管理者となる団体、住所、東京都北区王子3丁目19番7号、団体名、株式会社サンアメニティ、代表者名、代表取締役吉澤幸夫。

3、指定の期間、令和6年4月1日から令和9年3月31日まで。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第12号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第12号議案は、原案のとおり可決され

ました。

○議長 佐藤博 次に日程第13、第13号議案「町道路線の変更について」を議題とし、提案理由の説明を建設水道課長に求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第13号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第13号議案 町道路線の変更について。

道路法第10条第2項の規定に基づき、町道路線を下記のとおり変更する。

記、路線名、町道3464号線、区分、変更前、起点、東野牧字清水2752、終点、東野牧字森平2335-1、幅員、4.00メートルから5.55メートル、延長、131.30メートル。変更後、起点、東野牧字森平2331-3、終点、東野牧字森平2335-1、幅員、4.00メートルから5.55メートル、延長、94.90メートル。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結して討論に入ります。討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 討論ないものと認め、討論を終結して採決いたします。

第13号議案を、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○議長 佐藤博 挙手全員です。よって、第13号議案は、原案のとおり可決されました。

○議長 佐藤博 次に日程第14、第14号議案から第19号議案までを一括議題とし、第14号議案「令和5年度下仁田町一般会計補正予算(第6号)」から、順次説明を願います。

総務課長

(岡野均総務課長 登壇)

○総務課長 岡野均 命によりまして、第14号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第14号議案 令和5年度下仁田町一般会計補正予算（第6号）。

令和5年度下仁田町の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,300万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億9,204万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費の補正。

第2条、繰越明許の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正ですが、款の区分と補正予算額を申し上げます。初めに、歳入です。

11款地方交付税3,793万3,000円。

13款分担金及び負担金49万9,000円。

15款国庫支出金138万2,000円。

16款県支出金510万9,000円の減。

18款寄附金1,750万円。

19款繰入金1,439万9,000円の減。

22款町債7,520万円。

歳入合計52億7,903万4,000円に1億1,300万6,000円を追加し、53億9,204万円としたいとするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出です。

2款総務費1億1,151万5,000円。

3款民生費267万円の減。

4款衛生費35万6,000円。

6款農林水産業費30万9,000円。

7 款商工費 1, 1 0 0 万円の減。

8 款土木費 1, 2 3 5 万円。

9 款消防費 4 6 6 万 8, 0 0 0 円の減。

1 0 款教育費 1, 2 4 2 万 2, 0 0 0 円。

1 2 款公債費 5 6 0 万 8, 0 0 0 円の減。

歳出合計 5 2 億 7, 9 0 3 万 4, 0 0 0 円に 1 億 1, 3 0 0 万 6, 0 0 0 円を追加し、5 3 億 9, 2 0 4 万円としたいとするものでございます。

4 ページをお願いいたします。

第 2 表、繰越明許費補正（追加）です。

2 款総務費、1 項総務管理費の低所得者支援及び定額減税を補足する給付金 2, 9 4 6 万 6, 0 0 0 円、3 項戸籍住民基本台帳費、戸籍管理費 1, 0 4 2 万 8, 0 0 0 円、住民基本台帳管理 3 9 6 万円。

6 款農林水産業費、1 項農業費、営農改善対策 6 0 0 万円。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、公共土木施設維持補修 6 5 0 万 1, 0 0 0 円、一般町道改良 1, 9 1 0 万円、過疎道路（基幹）整備 8 0 0 万 1, 0 0 0 円、橋梁維持管理事業 5 3 1 万 3, 0 0 0 円。

1 0 款教育費、1 項教育総務費、事務局運営 1, 2 4 2 万 2, 0 0 0 円を繰越ししたいとするものでございます。

5 ページをお願いいたします。

3 表、地方債補正（変更）です。

起債の目的は、過疎対策事業債で、限度額 1 億 6, 5 0 0 万円に 2, 9 8 0 万円を追加し、限度額 1 億 9, 4 8 0 万円に。

過疎対策事業債（ソフト事業分）、限度額 3, 9 9 0 万円に 1, 6 6 0 万円を追加し、限度額 5, 6 5 0 万円に。

地方道路等整備事業債、限度額 5 5 0 万円を全額減額し、ゼロ円に。

防災対策事業債、限度額 3 2 0 万円に 3, 2 3 0 万円を追加し、限度額 3, 5 5 0 万円に。

緊急自然災害防止対策事業債、限度額 1, 0 6 0 万円から 2 9 0 万円を減額し、7 7 0 万円に。

緊急防災・減災事業債 0 円を、限度額 4 9 0 万円にしたいとするものでございます。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、起債前と同じでございます。

6 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書ですが、1、総括につきましては省略をさせて

いただきます。また、9ページの2、歳入、12ページの3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上ですが、よろしくお願いいたします。

(「議長」の声あり)

○議長 佐藤博 ちょっと、暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時39分

再 開 午前10時50分

○議長 佐藤博 休憩を解いて再開いたします。

以上で一般会計の説明が終わりました。

続いて、第15号議案「令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」、第16号議案「令和5年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)」及び第17号議案「令和5年度下仁田町介護保険特別会計補正予算(第3号)」について福祉課長に説明を求めます。

福祉課長

(鈴木昌吾福祉課長 登壇)

○福祉課長 鈴木昌吾 命によりまして、第15号議案から第17号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第15号議案 令和5年度下仁田町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)。

令和5年度下仁田町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,043万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億813万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1款国民健康保険税428万3,000円。

3 款国庫支出金 5, 0 0 0 円。

6 款繰入金 3 2 9 万 8, 0 0 0 円の減。

8 款諸収入 1, 0 0 7 万 8, 0 0 0 円。

歳入合計 9 億 9, 7 6 9 万 7, 0 0 0 円に 1, 0 4 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、1 0 億 8 1 3 万 2, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

次に、歳出でございます。

2 款保険給付費 1 0 0 万円。

6 款保健事業費 5 4 万 4, 0 0 0 円の減。

9 款諸支出金 9 9 7 万 9, 0 0 0 円。

歳出合計 9 億 9, 7 6 9 万 7, 0 0 0 円に 1, 0 4 3 万 5, 0 0 0 円を追加し、1 0 億 8 1 3 万 2, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

4 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略させていただきます。6 ページ、2、歳入及び 9 ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、第 1 6 号議案をお願いいたします。

第 1 6 号議案 令和 5 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

令和 5 年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8 5 8 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 5, 2 4 1 万 4, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出、下仁田町長 原秀男。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1 款後期高齢者医療保険料 3 8 6 万 2, 0 0 0 円の減。

3 款繰入金 4 7 1 万 8, 0 0 0 円の減。

歳入合計 1 億 6, 0 9 9 万 4, 0 0 0 円に 8 5 8 万円を減額し、1 億 5, 2 4 1 万 4, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金 8 5 8 万円の減。

歳出合計 1 億 6, 0 9 9 万 4, 0 0 0 円に 8 5 8 万円を減額し、1 億 5, 2 4 1 万 4, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

3 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略させていただきます。5 ページ、2、歳入及び 6 ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、第 1 7 号議案をお願いいたします。

第 1 7 号議案 令和 5 年度下仁田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）。

令和 5 年度下仁田町の介護保険特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 6 0 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 4 億 5, 0 6 8 万 3, 0 0 0 円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 5 日提出、下仁田町長 原秀男。

次のページをお願いいたします。

第 1 表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

初めに、歳入でございます。

1 款保険料 8 4 2 万 7, 0 0 0 円の減。

3 款国庫支出金 3 1 2 万 4, 0 0 0 円。

4 款支払基金交付金 7 0 万 2, 0 0 0 円。

5 款県支出金 3 2 万 5, 0 0 0 円。

7 款繰入金 6 8 7 万 6, 0 0 0 円。

歳入合計 1 4 億 4, 8 0 8 万 3, 0 0 0 円に 2 6 0 万円を追加し、1 4 億 5, 0 6 8 万 3, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

次に、歳出でございます。

５款地域支援事業費２６０万円。

歳出合計１４億４，８０８万３，０００円に２６０万円を追加し、１４億５，０６８万３，０００円としたいとするものでございます。

３ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、１、総括につきましては省略させていただきます。５ページ、２、歳入及び７ページ、３、歳出につきましては、さきの全員協議会で説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤博 次に第１８号議案「令和５年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第３号）」、第１９号議案「令和５年度下仁田町水道事業会計補正予算（第２号）」について、建設水道課長に説明を求めます。

建設水道課長

（荻野文昭建設水道課長 登壇）

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第１８号議案、第１９号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

第１８号議案 令和５年度下仁田町浄化槽整備事業特別会計補正予算（第３号）。

令和５年度下仁田町の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ１４０万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１億４９０万円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表 歳入歳出予算補正」による。

令和６年３月５日提出、下仁田町長 原秀男。

２ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算補正でございますが、款の区分と補正予算額を申し上げます。

歳入。

１款分担金及び負担金１４０万円の増。

６款繰入金、増減なしです。

歳入合計１億３５０万円に１４０万円を追加し、１億４９０万円としたいとするものでございます。

次に、歳出です。同じく款の区分と補正予算額を申し上げます。

1 款浄化槽事業費 1 4 0 万円の増。

歳出合計 1 億 3 5 0 万円に 1 4 0 万円を追加し、1 億 4 9 0 万円としたいとするものでございます。

3 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1 の総括につきましては省略させていただきます。なお、4 ページの 2、歳入、5 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、第 1 9 号議案をお願いいたします。

第 1 9 号議案 令和 5 年度下仁田町水道事業会計補正予算（第 2 号）。

総則。

第 1 条、令和 5 年度下仁田町水道事業会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

資本的収入及び支出。

第 2 条、令和 5 年度水道事業会計予算第 4 条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7, 5 9 7 万 9, 0 0 0 円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 7, 9 5 1 万 3, 0 0 0 円」に、「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 0 1 万 6, 0 0 0 円」を「当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2 3 8 万 6, 0 0 0 円」に、「減債積立金 2, 2 2 1 万円」を「減債積立金 2, 5 3 7 万 4, 0 0 0 円」に改め、資本的収入及び支出の補正額を次のとおり補正する。

科目、既決予算額、補正予定額、計の順で読み上げます。なお、款の区分のみ申し上げます。

収入、第 1 款資本的収入、8, 2 3 0 万 6, 0 0 0 円、5 3 万 6, 0 0 0 円の増、8, 2 8 4 万 2, 0 0 0 円。支出、第 1 款資本的支出、1 億 5, 8 2 8 万 5, 0 0 0 円、4 0 7 万円の増、1 億 6, 2 3 5 万 5, 0 0 0 円。

企業債。

第 3 条、予算第 5 条（企業債）表中、「限度額 2, 1 5 0 万円」を「限度額 1, 7 6 0 万円」に改める。

令和 6 年 3 月 5 日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、2 ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。

○議長 佐藤博 提案説明が終わりましたので、第１４号議案から第１９号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをしておきます。

それでは、質疑を願います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結し、第１４号議案から第１９号議案の６議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 次に、日程第１５、第２０号議案から第２５号議案までを一括議題といたします。まず、第２０号議案「令和６年度下仁田町一般会計予算」から順次説明を願います。

総務課長

（岡野均総務課長 登壇）

○総務課長 岡野均 命によりまして、第２０号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

予算書１ページをお願いいたします。

第２０号議案 令和６年度下仁田町一般会計予算。

令和６年度下仁田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第１条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５１億４，６００万円と定める。

第２項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表 歳入歳出予算」による。

地方債。

第２条、地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第２表 地方債」による。

一時借入金。

第３条、地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入

れの最高額は５億円と定める。

歳出予算の流用。

第４条、地方自治法第２２０条第２項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第１号、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第２号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和６年３月５日提出、下仁田町長 原秀男。

２ページをお願いいたします。

第１表、歳入歳出予算ですが、款の区分と予算額を申し上げます。

初めに、歳入です。

１款町税 ７億 ７，９１１万 ７，０００円。

２款地方譲与税 ９，３３１万円。

３款利子割交付金 ２０万円。

４款配当割交付金 ２７０万円。

５款株式等譲渡所得割交付金 ２２７万円。

６款法人事業税交付金 １，４００万円。

７款地方消費税交付金 １億 ６，３００万円。

８款ゴルフ場利用税交付金 １，２００万円。

９款環境性能割交付金 ６００万円。

１０款地方特例交付金 １４０万 １，０００円。

１１款地方交付税 ２４億 ３，０００万円。

１２款交通安全対策特別交付金 １１０万円。

１３款分担金及び負担金 １，８４０万 ５，０００円。

１４款使用料及び手数料 ４，１９４万 ９，０００円。

１５款国庫支出金 ４億 ９８４万 ４，０００円。

１６款県支出金 ２億 ８，３５０万 ４，０００円。

１７款財産収入 ９３１万 ３，０００円。

１８款寄附金 ９，５２８万 １，０００円。

４ページをお願いいたします。

１９款繰入金 ２億 ７，７７４万 ４，０００円。

２０款繰越金 １，０００万円。

２１款諸収入 ４，６２６万 ５，０００円。

2 2 款町債 4 億 4, 8 6 0 万円。

歳入合計 5 1 億 4, 6 0 0 万円としたいとします。

5 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款議会費 6, 7 4 1 万 1, 0 0 0 円。

2 款総務費 8 億 8, 0 6 8 万 5, 0 0 0 円。

3 款民生費 1 2 億 1, 1 6 2 万 1, 0 0 0 円。

4 款衛生費 7 億 8, 4 0 0 万 8, 0 0 0 円。

5 款労働費 7 2 万 4, 0 0 0 円。

6 款農林水産業費 2 億 5, 5 2 6 万 5, 0 0 0 円。

7 款商工費 1 億 1, 4 7 2 万 6, 0 0 0 円。

8 款土木費 3 億 4, 2 2 7 万円。

6 ページをお願いいたします。

9 款消防費 3 億 9, 5 8 1 万 3, 0 0 0 円。

1 0 款教育費 5 億 1 2 9 万円。

1 1 款災害復旧費 1 万 1, 0 0 0 円。

1 2 款公債費 5 億 8, 0 2 2 万円。

1 3 款諸支出金 1 9 5 万 6, 0 0 0 円。

1 4 款予備費 1, 0 0 0 万円。

歳出合計 5 1 億 4, 6 0 0 万円としたいとします。

7 ページをお願いいたします。

第 2 表、地方債です。

起債の目的と限度額は、過疎対策事業債 1 億 8, 6 7 0 万円、過疎対策事業債ソフト事業分 5, 5 3 0 万円、地方道路等整備事業債 2 7 0 万円、防災対策事業債 5 4 0 万円、脱炭素化推進事業債 7 3 0 万円、緊急防災・減災事業債 1 億 6, 7 5 0 万円、緊急自然災害防止対策事業債 1, 6 4 0 万円、臨時財政対策債 7 3 0 万円、限度額計は 4 億 4, 8 6 0 万円で、起債の方法は証書借入れ、または証券発行、利率は年 3 % 以内とし、償還の方法は借入れ先の融資条件による。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、または繰上償還もしくは低利債に借換えすることができるとしたいとします。

8 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1、総括につきましては省略をさせていただきます。また、11 ページの 2、歳入、28 ページの 3、歳

出につきましては、さきの全員協議会でご説明をいたしましたので省略をさせていただきます。

以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 以上で、一般会計予算の説明が終わりました。

続いて、第21号議案「令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計予算」、第22号議案「令和6年度下仁田町後期高齢者医療特別会計予算」及び第23号議案「令和6年度下仁田町介護保険特別会計予算」について、福祉課長に説明を求めます。

福祉課長

(鈴木昌吾福祉課長 登壇)

○福祉課長 鈴木昌吾 命によりまして、第21号議案から第23号議案までを朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

159ページをお願いいたします。

第21号議案 令和6年度下仁田町国民健康保険特別会計予算。

令和6年度下仁田町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億8,123万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

160ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入です。

1 款国民健康保険税 1 億 3, 7 5 6 万 1, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料 1, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金 3, 0 0 0 円。

4 款県支出金 7 億 5, 9 6 5 万円。

5 款財産収入 2, 0 0 0 円。

6 款繰入金 8, 3 6 9 万 4, 0 0 0 円。

7 款繰越金 1, 0 0 0 円。

8 款諸収入 3 1 万 8, 0 0 0 円。

歳入合計 9 億 8, 1 2 3 万円としたいとします。

1 6 1 ページをお願いいたします。

次に、歳出です。

1 款総務費 7 9 6 万 2, 0 0 0 円。

2 款保険給付費 7 億 2, 8 6 9 万 3, 0 0 0 円。

3 款国民健康保険事業費納付金 2 億 2, 0 4 7 万 7, 0 0 0 円。

4 款共同事業拠出金 1, 0 0 0 円。

5 款財政安定化基金拠出金 1, 0 0 0 円。

6 款保健事業費 1, 7 5 4 万 9, 0 0 0 円。

7 款基金積立金 2, 0 0 0 円。

8 款公債費 3, 0 0 0 円。

1 6 2 ページをお願いいたします。

9 款諸支出金 1 5 4 万 2, 0 0 0 円。

1 0 款予備費 5 0 0 万円。

歳出合計 9 億 8, 1 2 3 万円としたいとします。

1 6 3 ページをお願いします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては省略させていただきます。また、1 6 5 ページ、2、歳入及び 1 7 0 ページ、3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、1 8 3 ページをお願いいたします。

第 2 2 号議案 令和 6 年度下仁田町後期高齢者医療特別会計。

令和 6 年度下仁田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,331万1,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は1,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

184ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入です。

1款後期高齢者医療保険料1億458万3,000円。

2款使用料及び手数料2,000円。

3款繰入金5,869万4,000円。

4款繰越金1,000円。

5款諸収入1,003万1,000円。

歳入合計1億7,331万1,000円とするものでございます。

185ページをお願いします。

次に、歳出です。

1款総務費244万4,000円。

2款保健事業費1,088万1,000円。

3款後期高齢者医療広域連合納付金1億5,883万4,000円。

4款諸支出金15万1,000円。

5款公債費1,000円。

6款予備費100万円。

歳出合計1億7,331万1,000円としたいとするものでございます。

186ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、1の総括につきましては省略させていただきます。また、188ページの2、歳入及び190ページの3、

歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

次に、195ページをお願いいたします。

第23号議案 令和6年度下仁田町介護保険特別会計予算。

令和6年度下仁田町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ13億9,459万2,000円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

一時借入金。

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は2,000万円と定める。

歳出予算の流用。

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した旅費、需用費及び役務費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第2号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足が生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

第3号、地域支援事業費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

196ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算でございますが、款の区分と金額を申し上げます。

初めに、歳入です。

1款保険料2億1,268万2,000円。

2款使用料及び手数料1,000円。

3款国庫支出金3億7,292万2,000円。

4款支払基金交付金3億6,995万6,000円。

5款県支出金2億1,051万9,000円。

6款財産収入8,000円。

7款繰入金2億2,770万9,000円。

8 款繰越金 1, 0 0 0 円。

1 9 7 ページをお願いします。

9 款諸収入 7 9 万 4, 0 0 0 円。

歳入合計 1 3 億 9, 4 5 9 万 2, 0 0 0 円としたいとするものです。

1 9 8 ページをお願いいたします。

歳出です。

1 款総務費 1, 0 9 3 万 9, 0 0 0 円。

2 款保険給付費 1 3 億 6 9 9 万円。

3 款財政安定化基金拠出金 1, 0 0 0 円。

4 款基金積立金 8, 0 0 0 円。

5 款地域支援事業費 7, 3 6 4 万 9, 0 0 0 円。

6 款公債費 1, 0 0 0 円。

7 款諸支出金 4, 0 0 0 円。

1 9 9 ページをお願いします。

8 款予備費 3 0 0 万円。

歳出合計 1 3 億 9, 4 5 9 万 2, 0 0 0 円としたいとするものでございます。

2 0 0 ページをお願いいたします。

歳入歳出予算事項別明細書、1、総括につきましては省略させていただきます。また、2 0 2 ページの 2、歳入及び 2 0 7 ページの 3、歳出につきましては、さきの全員協議会でご説明させていただきましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長 佐藤博 次に第 2 4 号議案「令和 6 年度下仁田町水道事業会計予算」第 2 5 号議案「令和 6 年度下仁田町浄化槽事業会計予算」について、建設水道課長に説明を求めます。

建設水道課長

(荻野文昭建設水道課長 登壇)

○建設水道課長 荻野文昭 命によりまして、第 2 4 号議案、第 2 5 号議案を朗読し、ご提案、ご説明申し上げます。

2 2 7 ページをお願いいたします。

第 2 4 号議案 令和 6 年度下仁田町水道事業会計予算。

総則。

第 1 条、令和 6 年度下仁田町水道事業会計の予算は、次に定めるところに

よる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。

1、給水戸数3,330戸。2、年間給水量86万6,485立方。3、1日平均給水量2,374立方。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款水道事業収益2億4,889万3,000円。第1項営業収益2億103万5,000円。第2項営業外収益4,785万7,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款水道事業費用2億4,692万5,000円。第1項営業費用2億3,316万4,000円。第2項営業外費用1,325万8,000円。第3項特別損失3,000円。第4項予備費50万円。

次ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,739万7,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額273万1,000円、当年度分損益勘定留保資金4,943万5,000円、減債積立金1,523万1,000円で補填するものとする。

収入。

第1款資本的収入8,601万7,000円。第1項企業債2,270万円。第2項出資金2,712万7,000円。第3項国庫補助金911万4,000円。第4項他会計補助金2,486万5,000円。第5項他会計負担金221万1,000円。

支出。

第1款資本的支出1億5,341万4,000円。第1項建設改良費5,618万8,000円。第2項企業債償還金9,727万6,000円。企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、配水本管布設替工事、限度額2,270万円、起債の方法、

証書借入、利率年 3 %以内、償還の方法、借入先の融資条件による。

一時借入金。

第 6 条、一時借入金の限度額は、1, 0 0 0 万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第 7 条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 款水道事業費用、第 1 項営業費用、第 2 項営業外費用。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第 8 条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1、職員給与費 3, 1 7 2 万 2, 0 0 0 円。

他会計からの補助金。

第 9 条、水道水源開発事業に係る企業債、災害復旧事業債、簡易水道統合整備事業に係る簡易水道事業債及び過疎債の元利償還等及び児童手当に要する経費のために一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、5, 7 4 5 万 7, 0 0 0 円である。

たな卸資産購入限度額。

第 1 0 条、たな卸資産購入限度額は、2 1 2 万 1, 0 0 0 円と定める。

重要な資産の取得及び処分。

第 1 1 条、重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産、種類、浄水場施設工事、名称、宮畑浄水場沈殿池修繕工事、数量、沈殿池 1 箇所、種類、配水本管布設替工事、名称、小坂地区（滑～二岩方面）、水道本管布設替工事、数量、L = 1 7 0 . 0 メートル、P E 径 1 5 0 ミリメートル、名称、国道 2 5 4 号（役場前から下町）水道本管布設替工事、数量、L = 2 0 0 . 0 メートル、P E 径 1 5 0 ミリメートル。

令和 6 年 3 月 5 日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので省略させていただきます。

次に、2 6 1 ページをお願いします。

第 2 5 号議案 令和 6 年度下仁田町浄化槽事業会計予算。

総則。

第 1 条、令和 6 年度下仁田町浄化槽事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

1、浄化槽設置基数531基。2、主要な建設改良事業、イ、浄化槽設置工事30基。

収益的収入及び支出。

第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

なお、営業費用中、委託費164万6,000円の財源に充てるため、企業債160万円を借り入れる。

収入。

第1款浄化槽事業収益5,310万5,000円。第1項営業収益2,710万2,000円。第2項営業外収益2,600万2,000円。第3項特別利益1,000円。

支出。

第1款浄化槽事業費用5,310万5,000円。第1項営業費用4,961万1,000円。第2項営業外費用149万4,000円。第3項特別損失100万円。第4項予備費100万円。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出。

第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。

第1款資本的収入4,540万2,000円。第1項企業債2,130万円。第2項分担金及び負担金495万円。第3項国庫補助金549万5,000円。第4項県支出金425万1,000円。第5項基金繰入金50万7,000円。第6項出資金561万3,000円。第7項他会計補助金328万6,000円。

支出。

第1款資本的支出4,408万3,000円。第1項建設改良費3,485万1,000円。第2項企業債償還金923万2,000円。

特例的収入及び支出。

第4条の2、地方公営企業施行令第4条第4項の規定により、当年度に属する債権及び債務として整備する未収金及び未払金の額は、それぞれ164万8,000円及び1,500万円である。

次のページ、をお願いします。

企業債。

第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおり定める。

起債の目的、浄化槽設置工事、浄化槽事業費用、限度額2,130万円、起債の方法、証書借入、利率年3%以内、償還の方法、借入先の融資条件による。

一時借入金。

第6条、一時借入金の限度額は、2,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。

第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1款浄化槽事業費用、第1項営業費用、第2項営業外費用。

他会計からの補助金。

第8条、企業債償還利息及び施設維持管理費等のため一般会計からのこの会計へ補助を受ける金額は、1,578万1,000円である。

令和6年3月5日提出、下仁田町長 原秀男。

なお、次ページの実施計画以降につきましては、さきの全員協議会で説明いたしましたので省略させていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長 佐藤博 提案説明が終わりましたので、第20号議案から第25号議案までに対する質疑に入ります。

質疑に際しましては、会計名とページ数を申し述べていただきますよう、あらかじめお願いをいたしておきます。

それでは、質疑を願います。

岩崎正春君

○7番 岩崎正春 予算委員会に入る前にちょっと教えていただきたいことがありますので。

財政調整基金ですが、5日の私の質問に対して、町長の21億円に財調がなったというご発言をいただきました。この予算書から予想される6年度末での基金の残高はどのくらいを予測しているか。それと併せて、令和2年、3年、4年、5年と財調の積み増しというか、増えていますよね。それを時系列でちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 財政調整基金についてお答えします。

まず、財政調整基金の推移に対してご回答をさせていただきたいと思いま

す。

まず、令和２年度末の財政調整基金の残高、これは確定額でございますが、令和２年度末残高が１４億９４０万５，０００円です。令和３年度末の財政調整基金残高につきましては１７億１，４５３万９，０００円。令和４年度末の財政調整基金の残高が２１億４，１０２万円です。令和５年度につきましては、今後決算等がありますけれども、一応令和５年度末の残高見込みでございますが、こちらが２２億５，８２５万円を予定してございます。

なお、令和６年度の基金の残高見込みでございますが、本年度、一応予算では積立額を４１５万円、予算で計上させていただいてございます。また、取崩し額としましては、１億２，３６５万６，０００円の取崩しを予定してございます。ですので、今現在当初予算の段階では、令和６年度の基金残高を２１億３，８７４万４，０００円という形で見込んでございます。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○７番 岩崎正春 ６年度では取崩しを行うという答弁でしたが、今まで積み増しできた要因としてはどのようなことがあったのでしょうか。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 やはり、各課等で歳出の削減で不用額が出たという部分等ございます。また、併せまして、国からの地方交付税が当初予算で見込んでいたよりも大分頂いたというんですか、交付税が措置されたということもございまして、今まで取崩しもなく、逆に積み増しができたというような状況でございます。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○７番 岩崎正春 予算額で見ても、５年度よりも全体で３億３，８００万円ほど予算額も増えております。財政状況も、ここ近年よくなっているなというふうな感じは受けております。

しかし、今、課長の答弁にあるように、この町税が減る中で、国のコロナに関する国庫支出金とか交付金あるいは寄附金等がかなり、おかげさんで増えて、その中で財政のやりくりが皆さん上手にできて、積み増しができたのかなと思います。

それで、今答弁にあったんですけれども、基金を取り崩す予定が今年度はあるということですが、この基金を取り崩すケース、どういう場合は取崩しができて使えるか、それをお願いします。

○議長 佐藤博 総務課長

○総務課長 岡野均 お答えいたします。

町の財政調整基金の設置条例、基金条例がございます。その中では、一応、基金の設置目的としましては、町財政の健全なる運営を図るためという目的で設置をされておりまして、その中で処分、基金の取崩しの要件としましては3点ございます。財政需要の増加等により町財政の運営に厳しく支障が生じた場合と。また、災害復旧、地方債の繰上償還等により財源の不足を生じるとき。最後に、その他特別の事情等により、会計年度内の歳入が歳出に著しく不足を生じたときというような条件の取崩しが定められてございます。

ですので、当初予算等についても、歳入、歳出に対して歳出が若干少なかったということで、今回の当初予算では1億2,000万円ほどの財政調整基金の取崩しをお願いしているところでございます。

○議長 佐藤博 岩崎正春君

○7番 岩崎正春 過去には、平成18年度のときは、4億円を切るようなひっ迫した財調の残高を経験しているわけですが、今後人口減少が進んで、こういった積み増しがなかなか難しくなるかなというふうに想定いたしております。しかし、町の事業に必要であれば、それなりの手続を経て使えるということでありますが、基金の使い方をやっぱりきちんとしないと、使い方を間違えると、またいろいろ問題が起こるようでございます。

まずは、だから予算書を、皆さん一生懸命作っていただいたから、その予算書をきちんと使い切るということが大前提かと思います。どうしても基金残高が増えると、人間どうしても余分な色気が出る可能性もあるんで、改めて、確かめて、その辺をしっかりと確認しておきたいと思います。そういうことで、よろしくお願いします。

以上です。

○議長 佐藤博 他に質疑は、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長 佐藤博 質疑がないようですので、質疑を終結し、第20号議案から第25号議案の6議案につきましては、予算決算特別委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 佐藤博 ご異議ないものと認め、予算決算特別委員会に付託することに決定いたしました。

○議長 佐藤博 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 令和6年3月7日 午前11時52分